

仕 様 書

1 委託事業名

令和8年度市民ぐるみ運動「プラスせんぼ」事業企画・運營業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託金額の上限

金1,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託業務の内容

プラスせんぼの取組が、市民ぐるみ運動としてさらに展開し、市民の健康寿命の延伸につながるよう、情報発信や普及啓発に係るイベント等を企画し、実施する。ただし、提案に当たっては、以下の取組などを参考に予算に収まる範囲で行うものとする。

- ・ プラスせんぼの普及啓発につながる事業の企画・運営など

実施時期：10月～12月頃

対 象：京都市に在住の方、京都市に通勤・通学されている方

年齢・性別問わず、とりわけ働き盛り世代（30～50代）を中心に考えること

実施場所：イベントの趣旨に沿う施設や場所

事業内容：プラスせんぼを実践、体験できる内容

【例】ウォーキングイベント、スタンプラリーなど

- ・ プラスせんぼの取組が広がるようSNS等を用いた効果的な広報

発信対象：京都市に在住の方、京都市に通勤・通学されている方

年齢・性別問わず、とりわけ働き盛り世代（30～50代）を中心に考えること

発信時期：契約期間中随時

- ・ その他

プラスせんぼを楽しく知ってもらい、実践してもらうため、自社（受託者）の持つ“特性”“強み”等を活かした取組の提案

【例】・地域でのイベントにおける啓発活動（参加するイベントは、本市と事前に協議するものとする。なお、本市から提案することもある。）

・啓発物品（ノベルティ、パネル等）の企画、作成

・SNSを活用したコンテスト等の企画、運営

※ 事業の実施において、京都にゆかりのある企業やスポーツチーム等との連携を積極的に取り入れることが望ましい。

※ 単なるイベント実施のみでなく、市民が本事業をきっかけにプラスせんぼの取組を継続していくことができるような仕組みやアイデアの提案をすること。

※ 事業の前後で意識調査（アンケート等）を実施し、プラスせんぼへの取組意欲や継続意識の変容を分析するような手法を提案することが望ましい。

※ 事業の実施において、デジタルツールを活用する場合は、専用アプリケーション等の新規開発による手法ではなく、既存のアプリケーションやサービスの活用を基本とすること。

(参考) 主な過去の取組

- ・京都市役所周辺を巡るデジタルスタンプラリー（令和7年度）
- ・イオンモール桂川で開催した健康づくりイベント「イオンモールでけんこうひろば」における普及啓発（令和6年度）
- ・京都ハンナリーズと連携した普及啓発（啓発動画の作成等）（令和6年度）
- ・京都市応援づくり応援サイト「京・けんこうひろば」を通じた発信（令和6年度～）
- ・「歩き方を紹介する動画」と「京都市内の約1,000歩で歩けるルートを紹介する動画」の作成（令和5年度）

5 成果品

- (1) 業務完了届
- (2) 業務報告書及び関係書類一式（電子データを含む）
- (3) その他本業務で作成した印刷物及び電子データ等 一式
- (4) (1)～(3)のほか、本市が指示するもの

6 留意点

- (1) 本市担当職員との連絡を密に取りながら業務を遂行すること。
- (2) 業務の進捗に当たっては、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 本業務の実施による広報物等の著作権や使用权は、本業務の実施前から著作権や使用权等を持つものを除き、本市に帰属する。なお、受託者は著作者人格権を主張しないものとする。
- (5) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。
- (6) 受託者は、別紙「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に定める事項について、遵守しなければならない。
- (7) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (8) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- (9) 本市は(8)の承認をするときは、条件を付することができる。

7 委託料

事業運営に係る委託料の支払は、業務完了後の精算払とする。

8 特記事項

- (1) 受託者は、業務の遂行に当たり、本市や関係者と適宜打合せを行い、効率的かつ迅速な業務の遂行に努めること。
- (2) 当該委託業務の期間満了の際、受託者に変更が生じた場合は、新たな受託者が支障なく業務を行えるよう、適切な業務の引継ぎを行うこと。また、業務委託期間内においては、新たな受託業者の問合せに対応するとともに、必要に応じて指導及び助言を行うこと。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当者と協議し、その決定に従うこと。